2014. 9. 1

新制度に移行する施設の利用手順編

本紙7月21日号で新制度の仕組みについて説明しましたが、今回は、2015年4月から 新制度に移行する幼稚園や保育園などを利用する場合の手順についてご紹介します。

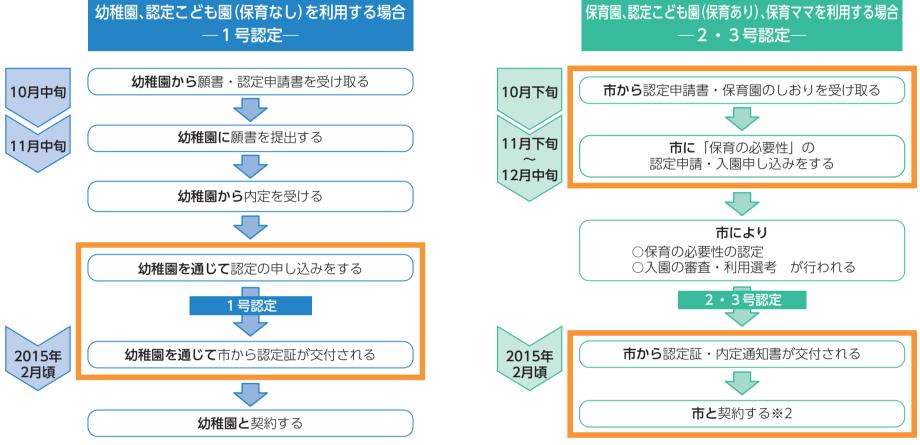
新制度では、幼稚園や保育園などを利用する場合、保護者の就労等の状況により保育 が必要か否かの「保育の必要性」について市から認定を受ける必要があります。

認定は、「保育の必要性」に加え、お子さんの年齢により3つに区分されます。また、 利用できる施設は、認定区分により異なります。

	年 齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
	満3歳以上	なし	1号認定	幼稚園、認定こども園
		あり	2号認定	保育園、認定こども園
	3 歳未満	あり	3号認定	保育園、認定こども園、 保育ママ等※ 1

年齢は2015年4月1日時点です

幼稚園・保育園などの新入園までの流れ



- ■4月以降も現在通っている幼稚園・保育園を利用する場合は、園を通して認定の申請を行います(それぞれのオレンジ枠の利用手順のみ)。
- ■認定こども園の利用を希望する場合、1号認定の場合は青枠、2・3号認定の場合は緑枠の利用手順を行って下さい。
- ■新制度に移行しない幼稚園を利用する場合は、今までどおりです。

見活動を行っていく「市民後

ぜひご参加下さい。

■幼稚園が新制度に移行するかについては、確認でき次第お知らせします。

※1保育ママとは、町田市が認定した家庭的保育者が自宅などで保育を行う事業です。

※2ただし、認定こども園や保育ママを利用する場合は、施設との直接契約になります。

問子ども総務課☎724・2876™050・3101・8377

後見人に

関心のある方は、ぜ 成年後見制度や市民

なります。に参加していることが必須といるがは、オリエンテーション ※市民後見人育成研修 への応

?」など、自分の思いを漏らはどのように作ればよいのか?」「契約書「任意後見人は誰にお願い

内容に盛り込むため

生活を身近な立場で支え、 オリエンテーションを開催 「市民後見· 技術を身につけた市民による **双年後見制度に関する知識や** 判断 2015年 を身近な立場で支え、後断能力が十分でない方の 1月から行う、 の育成研修の 会の判断能力が十分なうちに、将来に備え、あらかじめちに、将来に備え、あらかじめちに、将来に備え、あらかじめまぶ「任意後見制度」について、司法書士が実例を交えている。

日(日) .いずれも午後1時30 「任意後見制度」 学習会 (参加はいずれか1

福祉総務課∞724・2537∞050 育成 ノーション .3101.09N® を開催

け付け=平日の午前8時3分 (愛720・9461)へ(受 は、申し込みの際にお知らせ 祉協議会福祉サポートまちだ **甲**9月11日から町田市社会福 ~午後5時)。

成年後見制度推進シンポジウム



福祉ジャーナリスト 町永俊雄氏

37 FAX 050·3101·0 問福祉総務課☎724・25 56@machida.call-center.jp) < ° 56**™**724 · 5600**™** 56

トダイヤル(図724・56 AXまたはEメールでイベン

場市庁舎①3階会議室3-

※手話通訳等配慮が必要な方 定各70人(申し込み順) ②10階会議室10-2~5



中央大学法学部教授 新井誠氏

美彩氏 他

・町永俊雄氏、弁護士・宮島 **井誠氏②福祉ジャーナリスト**

■9月2日正午から電話、F 定400人 (申し込み順) えます。か 地域で安心した暮らしを支 みづくりについて考 として期待されてい の支え合いの、新た 俊見人」は、市民に

10月25日(土)午後1時30 聞①中央大学法学部教授・新 スカッション

場ホテル
ザ・エルシィ町田 性」②現状報告とパネルディ の動向と市民後見人の可能 内①基調講演「成年後見制度

のポイントを学んでみません $725 \cdot 1284) < 0$ 場町田市民フォーラム4階 10月2日(木)午後2時~ トまちだ8720・9461 市社会福祉協議会福祉サポー 申電話または FAXで(町田 定35人(申し込み順)